

看護師等養成所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に基づき指定を受けた看護師及び准看護師の養成所（以下「看護師等養成所」という。）の強化及び充実に資するため、看護師等養成所の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象等)

第2条 前条の補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 社会福祉法人 恩賜財団 済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会
- (3) 社会福祉法人（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 厚生農業協同組合連合会
- (5) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (6) 健康保険組合及びその連合会
- (7) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (8) 学校法人及び準学校法人
- (9) 医療法人
- (10) 一般社団法人及び一般財団法人
- (11) 独立行政法人国立病院機構

2 補助金の交付の対象となる看護師等養成所は、次の各号に掲げる養成所とする。ただし、前項第9号又は第10号の法人の設置する看護師等養成所で学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による専修学校若しくは同法第134条の規定による各種学校の認可を受けていないものについては、この限りでない。

- (1) 法第21条第3号の規定により知事の指定を受けている看護師養成所。
- (2) 法第22条第2号の規定により知事の指定を受けている准看護師養成所。

3 補助金の交付の基準額及び対象経費は別表1のとおりとする。

4 補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の基準額欄に定める看護師等養成所ごとの基準額とそれぞれの同表対象経費欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、第1項第1号、第2号、第4号及び第11号の法人にあつては、前号の規定により選定された額と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に0.9を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 歳入歳出予算書の抄本

(交付の条件)

第4条 規則第5条第1項及び第3項の規定により附する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式3により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第2号のとおりとし、その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は、補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第 12 条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業費精算書（別紙 3）
- (2) 事業実績報告書（別紙 4）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (4) その他参考となる書類
（帳簿等の保存期間）

第 7 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して 5 年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

（財産の処分の制限等）

第 8 条 規則第 22 条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）」に定める期間とする。

2 規則第 22 条第 2 号及び第 3 号の規定による財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具とする。

3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附則

この要綱は、昭和 50 年 6 月 7 日から施行し、昭和 50 年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和 51 年 7 月 21 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、昭和 52 年 10 月 5 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、昭和 53 年 7 月 22 日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、昭和 54 年 8 月 20 日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、昭和 55 年 7 月 3 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、昭和 56 年 8 月 11 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、昭和 57 年 7 月 30 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、昭和 59 年 9 月 5 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、昭和60年10月8日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和62年12月7日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和63年9月13日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成元年11月8日から施行し、平成元年4月1日から適用とする。

附則

この要綱は、平成3年1月18日から施行し、平成2年4月1日から適用とする。

附則

この要綱は、平成3年10月5日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成4年9月10日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成6年3月31日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成6年12月7日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成7年12月27日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成8年10月17日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年10月14日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年2月10日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成11年11月11日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年3月26日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 14 年 3 月 8 日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 23 日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 15 年 1 月 28 日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 16 年 1 月 8 日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 18 年 1 月 13 日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成 19 年 3 月 26 日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 18 年度分の補助金から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱第 2 条第 4 項第 2 号ただし書の規定は、平成 19 年度分の補助金から適用する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定は、平成 13 年度以降の年度分の補助金に係る財産に適用し、平成 11 年度及び平成 12 年度分の補助金に係る財産には、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 12 年厚生省告示第 105 号）」を適用し、平成 10 年度以前の年度分の補助金に係る財産については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際現に改正前の看護師等養成所運営費補助金交付要綱による様式で行っている申請は、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱による様式で行っている申請とみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 21 日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年度分の補助金から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条の規定による改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 96 号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日から適用する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3条の規定による改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、知事が別に指示する年度分の補助金から適用する。

4 この要綱の施行の際現に改正前の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の様式で行っている申請その他の手続は、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の様式で行われた申請その他の手続とみなす。

附則

この要綱は、平成21年7月10日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年7月2日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年5月27日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱第8条第1項の規定は、平成20年度以降の年度分の補助金に係る財産に適用し、平成13年度～平成19年度分の補助金に係る財産には、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年厚生省告示第239号)」を適用し、平成11年度及び平成12年度分の補助金に係る財産には、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成12年厚生省告示第105号)」を適用し、平成10年度以前の年度分の補助金に係る財産については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月4日から施行し、改正後の看護師等養成所運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。